

船橋市障害者支援施設条例施行規則

○船橋市障害者支援施設条例施行規則

平成17年3月31日
規則第35号

船橋市障害者支援施設条例施行規則

(平24規則60・改称)

船橋市知的障害者更生施設条例施行規則(昭和49年船橋市規則第17号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、船橋市障害者支援施設条例(平成17年船橋市条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平24規則60・一部改正)

(指定の申請書等)

第2条 条例第6条の規則で定める申請書は、船橋市障害者支援施設北総育成園指定管理者指定申請書(第1号様式)とする。

2 条例第6条第1号の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理の基本方針
- (2) 業務計画
- (3) 管理に係る収支予算
- (4) その他管理運営に関する計画

3 条例第6条第2号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款及び登記事項証明書
- (2) 第1項の申請書を提出する日の属する事業年度の資金収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の資金収支計算書及びこれに付属する資金収支内訳表、事業活動収支計算書及びこれに付属する事業活動収支内訳表、貸借対照表並びに財産目録
- (3) その他市長が必要があると認める書類

(平24規則60・一部改正)

(指定の通知)

第3条 市長は、条例第7条の規定により指定管理者を指定したときは、船橋市障害者支援施設北総育成園指定管理者指定通知書(第2号様式)により指定された者に通知するものとする。

(平24規則60・平28規則104・一部改正)

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 条例第4条の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続は、この規則の施行前においても、第2条及び第3条の規定の例により行うことができる。

附 則(平成24年3月30日規則第60号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第104号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

船橋市障害者支援施設条例施行規則

第1号様式

船橋市障害者支援施設北総育成園指定管理者指定申請書

年 月 日

船橋市長 あて

主たる事務所の所在地

社会福祉法人名

代表者氏名

㊦

電話番号

船橋市障害者支援施設条例第6条の規定により、指定管理者の指定を受けたいので下記のとおり申請します。

記

- 1 指定を受けようとする施設
- 2 指定を受けようとする期間

第2号様式

船橋市障害者支援施設北総育成園指定管理者指定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長

印

年 月 日付けの船橋市障害者支援施設北総育成園の指定管理者の指定の申請については、下記のとおり船橋市障害者支援施設条例第7条の規定により指定したので通知します。

記

1 指定する施設

2 指定期間

第1号様式

(平24規則60・一部改正)

第2号様式

(平24規則60・一部改正)